

みなづき会会則

第1条 本会はみなづき会と称し、群馬大学医学部保健学科同窓会会則第 6 条にもとづき、群馬県前橋市昭和町3-39-22 群馬大学医学部保健学科検査技術科学専攻に設置する。

2. 本会の設立年月日は、昭和43年3月21日とする。

第2条 会員相互の親睦及び福祉の向上をはかることを目的とする。

第3条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の親睦に関する事業
- (2) 機関誌等の発行
- (3) その他必要な事業

第4条 本会は次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員

群馬大学医学部附属衛生検査技師学校、群馬大学医学部附属臨床検査技師学校、群馬大学医療技術短期大学部衛生技術学科、群馬大学医学部保健学科検査技術科学専攻の卒業者

群馬大学大学院医学系研究科保健学専攻(生体・環境保健情報科学分野)および群馬大学大学院保健学研究科保健学専攻(生体情報検査科学分野)博士前期課程修了者

群馬大学大学院医学系研究科保健学専攻(生体・環境保健情報科学分野)および群馬大学大学院保健学研究科保健学専攻(生体情報検査科学領域)博士後期課程修了者

付帯条項:他大学卒業の大学院生の同窓会紫水クラブの加入については「任意」とする

- (2) 準会員

群馬大学医学部保健学科検査技術科学専攻の在学生

- (3) 特別会員

母校の教職員およびかつて教職員であったもので役員会において認められたもの

第5条 本会に次の役員および委員をおく。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 書記 2人
- (4) 会計 2人
- (5) 監査 2人
- (6) 学年委員 2人
- (7) 本会は顧問をおくことができる。

第6条 会長、副会長、書記、会計、監査は総会で選出する。

2 学年委員は各回期生の互選による。

3 顧問は会長の諮問に応じる。

第7条 役員および委員の任期は2年とする。会計役員の再任は3期までとする。他の役員は再任を妨げない。

2 役員および委員の任期終了後も後任者が就任するまでは、その職務を代行する。

第8条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長の委任によりその職務を代行する。

3 書記は会議の議事及び本会の活動に関する重要事項を記録し、会員の名簿を管理し、永久に保管する。

4 会計は予算決算に関すること、及び現金の収支等財務に関することを行う。

5 監査は会計を監査する。

6 学年委員は、本会の目的を遂行する方針の徹底に務め、かつ、その事業の執行をはかる。

第9条 本会の会議は総会および役員会とする。

2 定期総会は年1回を原則として5月に開催し、臨時総会は随時必要な時開催する。

3 臨時総会は会員の3分の1以上または役員会が必要と認めたときは会長がこれを召集する。

第10条 役員会は総会に次ぐ決議機関であり、定期役員会と臨時役員会の2種に分ける。

2 定期役員会は年2回、原則として4月と12月に開催し、臨時役員会は随時必要な時開催する。

3 役員会は必要に応じて専門委員会を設けることができる。

第11条 役員会は役員の2分の1以上出席がなければ開催することが出来ない。

2 やむを得ない理由のため役員会に出席できぬ役員は、予め通知された事項について書面をもって表決をなし、または代表人に委任することが出来る。この場合出席したものとみなす。

第12条 総会および役員会の決議事項は出席会員又は役員の3分の2以上の同意をもって決す。

第13条 総会および役員会は会長が招集する。

第14条 本会の経費は会費、臨時会費、寄付金をもって当てる。

第15条 会費は終身会費とし、入学時(編入学も含む)前納の同窓会費のうち20,000円を本会に納める。

2 特別会員の会費は徴収しない。

3 在学中に会費納入がなく、卒業後3年以内に督促に応じない場合は該当会員を同窓会名簿から削除する。

第16条 本会の会計年度は1年とし、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第17条 本会の会員の死亡に際しては弔電を送る。

細則

1 役員行動規定(交通費支給)を定める。活動費として1回につき500円、交通費は前橋市内500円、他は実費とする。

附則

1 会則の変更、細則の決定は、総会において出席会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

2 本会員は住所その他の変更の際は本会に通知しなければならない。

3 本会則は昭和43年3月21日より施行する。

4 本会則は平成9年4月1日より施行する。

5 本会則は平成16年4月1日より施行する。

6 本会則は平成17年4月1日より施行する。

7 本会則は平成18年4月1日より施行する。

8 本会則は平成19年4月1日より施行する。

9 本会則は平成20年4月1日より施行する。

10 本会則は平成21年4月1日より施行する。

11 本会則は平成23年4月1日より施行する。

12 本会則は平成24年4月1日より施行する。

13 本会則は平成25年4月1日より施行する。

14 本会則は平成26年4月1日より施行する。

15 本会則は令和3年4月1日より施行する。